

あなたの看板は安全ですか？

看板の点検を怠ると
重大な事故に発展
する可能性があります

15mの高さ
から落下

事故事例

高さ15メートルの位置から看板が落下し、通行人の頭部を直撃し、意識不明の重傷を負う事故が発生しました。店舗責任者に対して管理上の過失について刑事責任を問われ、業務上過失致傷罪が成立するとして刑が言い渡されました。

サビは、破損、変形などの第一歩です。
危険の兆候をチェックしましょう。



看板(屋外広告物)のルールを定めた山梨県屋外広告物条例が改正され、平成31年4月から**看板の点検が義務化**されました。

● すべての看板が対象です

次の看板は対象外ですが、良好な状態に保つ適正な管理は必要です。

貼紙、貼札、のぼり旗、立看板、車両・船舶等に表示するものなど

● 期間内ごとに点検する必要があります

目視、打診などにより、次の期間内ごとに点検をする必要があります。

許可が必要な看板：許可の有効期間内

許可が不要な看板：堅ろうな物は3年以内

(小規模な自家用看板等) その他の物は2年以内

この期間内であれば
いつ点検を行ってもかまいません。
他の点検(特殊建築物定期調査報告など)と
併せて行うことが容易です。
さらに年1回の打診などの点検も
推奨しています。

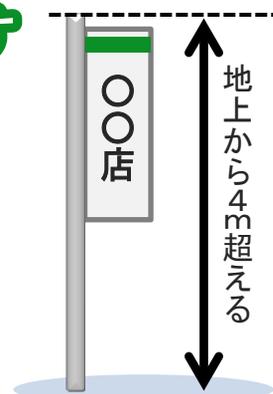
● 有資格者による点検が必要な看板があります

【対象看板】

看板の上端の高さが地上から4メートルを超えるもの

【資格】

- ・屋外広告士
- ・建築士
- ・山梨県屋外広告物講習会修了者
- ・他の地方公共団体が行う屋外広告物講習会修了者
- ・職業訓練修了者(広告美術科にかかるもの) など



- **点検結果**は、次回点検するまで、または除却するまでの間、**保存する**必要があります。
- **許可が必要な看板**は、更新時に「広告物等安全点検報告書」により**報告する**必要があります。

「山梨県屋外広告物安全点検指針」をご活用ください。

安全点検を実施する際に参考となる「山梨県屋外広告物安全点検指針(平成31年4月)」を作成しています。点検箇所や点検の方法、点検結果の記載例を掲載しています。

看板のオーナーや管理者には管理義務があります。

- ・許可が不要な看板(小規模な自家用看板等)にも管理義務があります。
- ・看板落下などの事故が起こった場合、管理責任や賠償責任を問われる可能性があり、**長年積み重ねてきた信頼を一瞬で失うこと**になりかねません。



看板を安全に管理するために定期的な点検を行いましょう。

点検を実施する際にご活用ください。

山梨県 屋外広告物

検索 🔍

<https://www.pref.yamanashi.jp/kendosui/okugaitoppu.html>



■ 看板(屋外広告物)に関する相談窓口

○次の地域の場合は県出先機関へ

・昭和町	中北建設事務所	055-224-1677
・山梨市・甲州市	峡東建設事務所	0553-20-2806
・市川三郷町・富士川町・身延町・南部町	峡南建設事務所	055-240-4120
・都留市・大月市・上野原市・丹波山村	富士・東部建設事務所	0554-22-7836
・富士吉田市・西桂町・山中湖村・鳴沢村	富士・東部建設事務所 吉田支所	0555-24-9049

○次の地域の場合は各市町村へ

・甲府市	055-237-5829	・南アルプス市	055-282-6397	・北杜市	0551-42-1361
・甲斐市	055-278-1669	・中央市	055-274-8552	・韮崎市	0551-22-1111
・笛吹市	055-261-3334	・早川町	0556-45-2513	・道志村	0554-52-2114
・忍野村	0555-84-7793	・富士河口湖町	0555-72-1976	・小菅村	0428-87-0111

※甲府市は平成31年4月から中核市に移行し、甲府市屋外広告物条例に基づく規制が適用されます。



山梨県 県土整備部 都市計画課景観まちづくり室

TEL: 055-223-1325(平日8:30~17:15) MAIL: kendosui@pref.yamanashi.lg.jp